

令和7年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和7年8月26日（火） 午後6時00分～午後8時00分 日野市役所2階 職員休憩室
出席委員	会 長： 西浦 定継（学識経験者 / 明星大学建築学部教授） 副会長： 鈴木 麗加（学識経験者 / 国立あさひ法律事務所） 委 員： 秋間 芳行（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 糟谷 敏美（事業者団体関係者 / 日野市商工会理事） 委 員： 田辺 真樹 （労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員： 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）
【次第】 1. 開会 2. 議事 （1）令和8年度労働報酬下限（委託）について （2）令和7年度の運用状況（工事・委託）について （3）指定管理制度への導入検討について （4）保育園給食業務委託及び工事請負契約への公契約条例適用拡大について （5）委託事業者向け説明会、公契約条例適用事業に係るヒアリングについて 3. その他 4. 閉会	
2. 議事 （1）令和8年度労働報酬下限（委託）について	
事務局	・ 令和7年10月1日改定の最低賃金及び令和8年度委託労働報酬下限額の事務局試算資料等について説明。 ・ 中央労働審議会の資料等を基に、物価高騰や賃上げ上昇傾向は継続すると予想し、上昇率を算出、また政府が掲げている全国加重平均額を2029年までに1,500円に到達する目標も参考にしつつ、令和8年10月の東京都最低賃金を1,305円と予想。予想値1,305円にした際の上昇率6.44%を参考に、令和8年度労働報酬下限額（案）1,320円を提示した。
委員	・ 昨年参考資料として提示したハローワーク求人賃金について、今年も確認したが、上昇の動きがそれほど高くない状況であったため、今回参考にした場合、来年、労働報酬下限額が最低賃金より低い金額になってしまう危険性があるので、昨年の考え方での算出は、今年は適用しない方が良く考える。
委員	・ 事務局も提示している全国加重平均額を2029年までに1,500円に到達する政府目標を達成する場合、平均7.3%程度毎年引上げないといけないことになる。現在の労働報酬下限額1,238円に7.3%を加算すると1,328円になる。 ・ もう少し緩やかに上昇すると仮定し、7%加算の場合は約1,325円となる。

	・また、日野市の会計年度職員の時給換算額は、昨年度大幅に上昇している為、ここに合わせることは現実的ではないことを考える。 ・7.3%加算の1,328円も良いかと思っているところもあったが、労務台帳を確認したところ、現在の労働報酬下限額1,238円に近い金額が多いので、事業者負担を考えると1,320円という事務局案が現実的と考える。 ・今年度はとりあえず、6.6%加算とみて、来年度同じような経済動向であれば、来年は7%以上で検討していき、徐々に上昇していくような形になることで良いと思う。
委員	・最低賃金の全国加重平均額1,500円を目指した場合、2029年は東京都の最低賃金は1,600円近い数値になるため、日野市の労働報酬下限額は1,600円以上になることを念頭に置いていかないといけない。
委員長	・事務局案1,320円に対し反対意見無し。 ・令和8年度労働報酬下限額(委託)は、1,320円とする。
(2) 令和7年度の運用状況(工事・委託)について	
事務局	・今年度の公契約条例対象案件について説明 【工事】件数の変更なし、変更契約実施案件について情報を更新。 【委託】第1回の審議会時に提出が間に合わなかった労務台帳を今回提示。
委員	・今回、委託の労務台帳の中に、5月分の給与で4月分に足りなかった給与分を遡って支払ったということが記載されていたが、これは、事業者側が後から気が付いて遡及して対応したのか、事務局が指摘して対応したのか教えて欲しい。
事務局	・労務台帳提出前に事業者から事務局へ連絡があり、会社の給与改定が4月に間に合わず、4月の給与で労働報酬下限額を上回る賃金を支払っていないが、不足分を5月の給与の際に遡りで支払っているが、どう記載したら良いかという相談を受け、このような記載になっている。
委員	・委託の随意契約の場合、契約金額は毎年どのような形で調整しているか。
委員	・1つの例だが、担当課と打ち合わせをして、国、都の通知や指導に対する金額算定や、物価上昇、賃金上昇を含んで算出している。
(3) 指定管理制度への導入検討について	
事務局	・第1回の議事概要及び第1回時に不透明であった地区センター協定について、事務局より説明し、自治会への再委託分については対象外とする形で整理。その後、改めて事務局案2つを提示。((1) 対象・対象外で分けるパターン、(2) 全部を適用するパターン)
委員	・シルバー人材センターの会員が公契約条例の適用施設で従事していた場合、労働報酬下限額の対象となるのか、対象外となるのか。
事務局	・対象外となる。
委員	・将来的に適用を拡大していく中でも、前提としてシルバー人材センターの会員は適用外となるということで進めていくという理解で良いか。
事務局	・シルバー人材センターの会員は、現段階では対象外という整理で進めていきたい。今後さらに適用を拡大する際などに検討することはあると思う。

委員	・シルバー人材センターの会員を対象外として考えると、今後対象として議論するタイミングはいつになるか。 ・例えば、社会情勢の中で高齢者の方も最低賃金以上の金額をもっと支払うべきという意見が出てきた場合とか。
事務局	・委託の案件は、シルバー人材センターが受託している業務が多くあるので、委託の適用拡大を検討する際に再度議論する形はどうか。
委員	・職場で同じ仕事をしていても、労働報酬下限額が適用になる方とならない方が発生することに懸念を感じる。
事務局	・全てを対象にすることが一番公平で分かりやすく良いが、公契約条例の対象となる業務も限定している状況がある。 ・シルバー人材センターの会員の業務請負は、そもそも最低賃金の適用除外になる中で、市で労働報酬下限額を設定することが馴染まないという一面と、最低賃金の除外となっていることで、公契約条例の対象である業務とそうでない業務に従事している方の賃金の差がさらに広がってしまうということがあるので、この状況から今回は対象外として整理する形が望ましいと感じている。
委員	・今回議論するにあたり資料を丁寧に作っていただいた。前回の審議会のときに、今日の情報や議論の経過というのを踏まえずに、対象から外すというのは望ましくないと思うが、今回の資料に懸念点や今後の展望なども含めた記載がある中で、事務局案（１）の対象と対象外を分ける形が良いと思っている。 ・現状既に公契約条例の対象、対象外という形で進めている中で、優先順位をつけているという側面もある。 ・シルバー人材センター会員の従事については難しさがあると思う。ホームページでは、必ずしも生活賃金を目的に働いていないという作りにはなっているというところもある反面、知人の方に聞き取りした状況では、生活費としてみている方もいる。 ・そういう中で、事務局が懸念しているような対象、対象外での懸念点は、整理がつき、前回を踏まえて議論も尽くされている。 ・懸念点のところに記載があるように、今後拡大に向けて必要なタイミングに議論を行い、場合によってシルバー人材センターの会員やシルバー人材センターへ見解を聞くなどするというのを踏まえて、今回は（１）で良いと思う。
委員	・シルバー人材センターの会員が最低賃金の収入をもらわないといけないという状況に社会情勢的が変わってきた場合に検討していくのか。 ・将来的にどうなった場合に検討するのかをクリアにしておきたい。
委員	・高齢者は年金が目減りしている状況や生活保護率が増加している状況から 65 歳、70 歳を超えても働かなくてはならない状況もある。そういう人たちもみている。 ・これまでの意見の中では、全部対象とすることも検討した方が良いという意見もある。 ・生きがい作りのようなボランティアに近い形より、生活の為に働く方も増えているので、気になるところではある。

委員	・シルバー人材センターの会員が安い賃金で雇われているようなイメージを持っている側面があるのかなと思う。 ・仕事が時間や期間限定の仕事の部分をお願いしている部分は、単価が高くなることも想定される。 ・最低賃金を割り込むことが頻繁にあるようなら少し考えてもいいのかなと思う。
委員	・委託の対象については、当初市の発注している委託業務全部を対象とした場合は幅が広いので、まずは優先的順位をつけて、子育てや学校給食、廃棄物の収集運搬の市民生活に関わるところからまず始めて進めてきている。 ・そのような状況もあるので、事務局からあったように委託の対象を拡大する際に対象の見直しをして、その段階で改めて再度検討する方向性で良いと思う。 ・今回は指定管理の対象を議論する中で、自治会は基本的には馴染まないということを踏まえると、例え全部対象にしても結局自治会を除くとか、判別が難しくなるケースが出てくることを想定するとなると事務局の（１）の方の対象案件を絞ったほうが良いのかなと思う。 ・現時点で七生福祉センターが気になるところではあるが、七生公会堂の中にあるから切り分けられず仕方ないのかなと考える。
委員長	・事務局案（１）で始めるとし、随時情報収集を実施するというで決定とする。
（４）保育園給食業務委託及び工事請負契約への公契約条例適用拡大について	
事務局	・公立保育園における給食業務を一部民間委託する計画があり、民間委託となった際に、公契約条例の適用としてよいかを諮るもの。資料に基づき、現状と今後の予定を説明。 ・工事請負契約における公契約条例適用拡大について、資料に基づき説明。今後の方向について確認。
＜保育園給食業務委託を対象とすることについて＞	
委員	・保育園給食業務委託を公契約条例の適用として良いと思っているが、引継ぎ業務について不透明な部分があるので、説明いただきたい。
事務局	・実際に民間委託するタイミングは、令和９年４月からとなる。 ・令和８年度は民間委託業者をプロポーザルで決定しつつ、今まで通りの直営で継続する。 ・令和９年４月から完全民間移行する中で、これまで直営保育園でのきめ細かな給食業務を実施しており、円滑に業者と業務を引継ぐ為、３月を引継ぎ期間として設け実施する形となる予定。
委員	・令和９年３月から適用とするか否かについては、３月から適用とすることで煩雑になるのかも考慮する必要がある。審議会の場で決定するより事務局と主管課で協議すべき内容ではないか。 ・民営化にすることでなぜ人員が集まるのかという部分は疑問としてある。

委員	・ 前回学校給食の委託業者にヒアリングした際に、給食調理の労働環境の厳しさについて言っていたが、労働環境が厳しいことも人が集まらない要因なのかもしれないと思う。
委員	・ 公契約条例の適用を3月からにした場合、労働報酬下限額が3月と4月で変わることになるので、例えば3月から適用した場合、3月の1か月だけ適用される労働報酬下限額があって、すぐにまた4月から新しい労働報酬下限額が適用されるとなると、事業者側が労働者にする説明も複雑になることが懸念されるため、4月からの適用で良いと考える。
委員長	・ 適用にすることは承認、適用時期は一旦保留とし事務局と主管課で協議することで決定とする。
＜工事請負契約への公契約条例適用拡大について＞	
委員	・ 工事関係の提出書類が年々増えていて、負担になっている。 ・ 週休2日の適用で時間外の制限もあり、代理人の負担が非常に大きい。 ・ 現場で従事し、17時、18時に帰ってきて書類作成となると時間がなく負担となる。1億円の適用は仕方がないと思うが、1,000万円、2,000万円まで適用となると非常に厳しい。
委員	・ 書類提出が増え続けている状況やシステム登録の負担も重なり、システム登録は簡略化が求められているものの、まだ浸透していない状況がある。 ・ 今の話を踏まえて、他自治体で設定している3,000万円、5,000万円あたりのどちらかの選択肢になるのかなと思っている。 ・ 3,000万円以上を対象とした場合、現在の参考値であれば、43%ほど公契約条例の対象になるという意味では大きく対象が広がるとも言えるし、5,000万円以上というところで一旦留めておくとしても、対象としては結構広がるという中で、全体の意見を踏まえて決めていければ良いと考える。 ・ その中で、必須だと言われている労務台帳の作成負担の軽減というところも前回話が出ていたので、台帳を省略する代わりに、確認書にサインをしていただくことで、課題の1つであった労働者の周知がどうやっても進まなかった部分が解消されるので良いのではないかなと思う。本人が理解したことや説明受けたという証明のサインになるため、サインは省けないのではないかなと思う。
委員	・ 工事の対象金額が決定した場合、対象になりそうな事業者の説明をする必要もあると思うので、最短で適用していくとして、事業者の説明も含めたスケジュールでいつ意思決定しないといけないうか。
事務局	・ 第3回までには決定しないと対応できない。
委員	・ 商工会の会員にも意見を聞いても良いのではないかな。
委員	・ 商工会員で電子調達に参加している工事業者がほとんどいない状況。 ・ 機会がある際に確認する。
委員	・ 毎年実施しているアンケートの中に入れても良いのではないかな。
事務局	・ 工事業者への説明会は10月頃を予定している。アンケート項目に入れることは可能。

委員	・対象金額を拡大することについて、反対意見も多いと思うが、説明をしっかりとすれば考え方も変わると思う。 ・今の労務台帳の提出の方法は、負担が大きいという意見になる。
委員	・今、公契約条例適用の事業者にとっては負担が軽減され、今まで対象外だった事業者にとっては負担が増加するのでそこは注意が必要。
委員	・品質の向上の部分を考えていけば、全て対象にすることもありだと思う。
委員	・徐々に対象を拡大していく方針があることを共有しておき、労務台帳の事務負担が軽減されるような話をしていくことが良いと思う。
委員	・確認書は一度もらったら、それで良いという形か。
委員	・その想定で良いと思う。 ・全てを確認できるわけではない中で、一度もらう形で良いと思う。
事務局	・説明会の中でアンケートを実施するにあたり、署名入りの確認書をもらえば、特定契約賃金等報告書は不要という方向性で良いか。
委員	・問題ない。
事務局	・アンケートに項目を追加する方向で進め、第3回以降に報告する。 ・適用時期の話について、令和8年4月からが最短適用という話が出ているが、事業者への説明や労務台帳の整理、委託との兼ね合いも勘案すると、厳しいという認識。令和9年4月から適用が現実的と考えるが、どのような想定か。
委員長	・令和8年4月は厳しい。
委員	・署名の場合、全員が署名しているという担保を取った方が良いのではと思う。そうしないとごまかされてしまう気がする。
委員	・今でも、労務台帳の中に全ての人が記載されているかどうかは正直分からない部分もある。明らかに少ない場合は指摘出来るが。 ・公契約条例の適用対象であれば、掲示や周知がルールとしてある中で、もし労働者が何も聞いてないようであれば、報告制度があるのでその中で対応していく、今までの形で良いのではないかと思う。 ・委託の労務台帳に関しては、負担の無い形になっており。事業者からも意見が無いので、今まで通りで良いと思う。
委員	・委託も工事と一緒に変えて、統一した方が良いではと思う。周知という意味でしっかりとやるべきと思うし、品質の向上に繋げるという部分も理解してもらっての署名だと思うので、変えた方が良いと思う。
委員長	・工事の適用拡大については、第3回に改めて議論することとする。
(5) 委託事業者向け説明会、公契約条例適用事業に係るヒアリングについて	
事務局	・委託事業者向け説明会の報告。説明会は任意参加。対象21社に対し10社参加した。現在、事業者アンケート、労働者アンケートを依頼中。第3回の審議会時に結果報告予定。 ・事業者ヒアリングについて、9月4日（木）に決定。